

消費者契約に関する検討会（消費者庁） 報告書概要と新経済連盟意見書の提出

【経緯】

- 2019年12月より開催されていた消費者契約に関する検討会が、本年9月に報告書を公表
- しかし、議論が収れんしていない項目や立法化に当たって明確化が必要な項目あり
 - ➔ **報告書の一部論点について、意見書を提出**

【意見書案の概要】 詳細は次ページ以降の表のとおり

- 産業界からの反対意見も多く議論が収れんしていない項目については、**拙速な立法化に強く反対**
- 要件や解釈の明確化等について懸念が示された項目については、条文化にあたって**産業界の声をよく聴くこと**

【検討会の論点一覧】 ※赤字部が意見書該当部分

第1 消費者の取消権について

- (1)困惑類型の脱法防止規定、(2)消費者の心理状態に着目した規定、(3)消費者の判断力に着目した規定、(4)過量契約取消権における「同種」の解釈

第2 「平均的な損害」について

- (1)「平均的な損害」の考慮要素の列挙、(2)解約時の説明に関する努力義務の導入、(3)違約金条項についての在り方に関する検討、(4)立証責任の負担を軽減する特則の導入

第3 不当条項について

- (1)サルベージ条項、(2)所有権等を放棄するものとみなす条項、(3)消費者の解除権の行使を制限する条項、(4)消費者の解除権に関する努力義務

第4 消費者契約の条項の開示について

- (1)定型約款の表示請求権に係る情報提供の努力義務、(2)適格消費者団体の契約条項の開示請求

第5 消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素について

消費者契約に関する検討会（消費者庁）報告書と新経済連盟意見書の概要(1)

報告書の論点	報告書の結論	JANEとしての意見
困惑類型の脱法防止規定	退去、退去妨害、契約前の義務実施、契約前活動の損失補償請求と実質的に同程度の不当性を有する行為について、 脱法防止規定を新設	条文化の際に産業界の意見をよく聴くこと ・対象となる行為がどのようなものとなるのか、取消しの対象とならないよう調整される「正常な事業活動」の範囲がどこまでカバーされるのかetcが不明確
消費者の心理状態に着目した規定	消費者の意思決定が歪められた場合における 消費者の契約取消権を新設	拙速な立法化に強く反対 ・各関係者の認識の食い違いが目立っており、報告書においても「議論の状況に照らして一定の方向性を示すことが難しい」とする意見が散見 ・「正常な商慣習に照らして不当に消費者の判断の前提となる環境に対して働きかける」は、対象となる行為も取消の要件も表現していない（すなわち予見可能性が皆無）
消費者の判断力に着目した規定	判断力の著しく低下した消費者が、自らの生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約を締結した場合における 消費者の契約取消権を新設	拙速な立法化に強く反対 ・各関係者の認識の食い違いが目立っており、報告書においても「議論の状況に照らして一定の方向性を示すことが難しい」とする意見が散見 ・対象となる契約の範囲が不明確
立証責任の負担を軽減する特則の導入	事業者が定めた違約金条項（キャンセル料）が平均的損害を超えて無効であるという適格消費者団体の主張を事業者が否認する場合は、 自己の主張する平均的損害の額とその算定根拠を事業者が明らかにする必要がある「積極否認の特則」を新設	条文化の際に産業界の意見をよく聴くこと ・「相当の理由」の考え方や、目的外利用の禁止を具体的にどのように担保するかについては事業者にとって大きな影響を及ぼしうる点

消費者契約に関する検討会（消費者庁）報告書と新経済連盟意見書の概要(2)

報告書の論点	報告書の結論	JANEとしての意見
サルベージ条項	事業者の損害賠償責任の範囲を 軽過失の場合に一部免除する旨の契約条項について、明示的に定めなければ効力を有さない こととする規定を新設	条文化の際に産業界の意見をよく聴くこと <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「分離可能性条項」は不当性がない（国際的にも一般的） ・具体的にどのような定め方であれば明示的と考えられ、どのような場合が無効になるのか、実務に即した形で明確化が必要
所有権等を放棄するものとみなす条項	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の消費者の行為（作為も不作為も含む）があった場合に消費者が所有権等を放棄したものとみなす条項を消契法10条の第1要件（消費者の権利制限・義務加重条項）の例示に追加 ・所有権のみならず、他の権利にも及ぶ 	条文化の際に産業界の意見をよく聴くこと <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのような権利について、どのような条項が例示の対象になるのか、要件の具体化・明確化が必要 ・第2要件において不当性が肯定される場合や否定される場合について具体的明示が必要
消費者の解除権の行使を制限する条項	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が解約する方法などを制限する条項を消契法10条の第1要件の例示に追加 	拙速な立法化に強く反対 <ul style="list-style-type: none"> ・検討会において示された問題事例は、契約条項そのものの不当性の問題ではなく、運用の問題 ・解約方法として一定の方法を規定すること自体には不当性が認められる相応の蓋然性があるとは言えない ・各関係者の認識の食い違いが目立っており、議論が収れんしていない
消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「消費者の知識及び経験」に加え、消費者の「年齢」も契約に関して情報提供する際の考慮要素として規定する 	拙速な立法化に強く反対 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢による差別のきっかけとなり得る懸念 ・消費者の自主性・自立を損ねる結果を生み出すおそれ